

## (仮称) 旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案

### 1 目的

地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、市、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進することにより、福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、経済活動、市民活動、趣味の活動などの様々な活動を通じて世代や分野を超えてつながることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持ち、安心で充実した幸せな人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2 定義

#### (1) 地域共生社会

福祉的支援や配慮における「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが必要に応じた適切な福祉的支援や配慮を受けながら、可能な限り経済活動、市民活動、趣味の活動等に参加することで、社会の担い手として地域をともに創り、支えるとともに、生きがいを持って生活できる社会をいう。

#### (2) 福祉的支援を必要とする市民

高齢者、難病等の難治性の疾病の患者、子ども・子育てを行う者、障がい児・障がい者、生活困窮者、虐待及びDV被害者、社会的少数者であることにより生きづらさを感じる者、社会的に孤立している者又は社会参画に支障がある者その他日常生活を送る上で何らかの支援又は配慮を必要とする全ての市民並びにそうした市民に対し無償で援助を提供する者をいう。

#### (3) 合理的配慮

市民が平等に全ての人権及び基本的自由を享有して日常生活又は社会生活を営む上で支障となる社会的障壁の除去が必要であると認識できる場合において、当該除去を必要とする市民以外の者が、過度の負担が生じない範囲で社会的障壁の除去又は代替手段による対応を行うことをいう。

#### (4) 地域生活課題

社会福祉法（昭和26年法律第67号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。

#### (5) 社会福祉協議会

法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会のうち、市内に事務所を有するものをいう。

#### (6) 関係団体

市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体（(5)の社会福祉協議会を除く。）をいう。

## (7) 地域活動団体

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条に規定する地域活動団体をいう。

## (8) 事業者

市内で事業を営む個人又は法人その他の団体（（6）の関係団体を除く。）をいう。

## (9) 市民

市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者をいう。

## 3 基本理念

市は、次に掲げる事項が実現される地域共生社会を目指すものとします。

- (1) 福祉的支援を必要とする市民が個性や多様性を認められ、個々の状況に合った適切な支援と合理的配慮を受けることで、福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、それぞれの望む形で快適に暮らすこと。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民が、社会の中で就労や消費などの経済活動、地域活動やボランティア活動等の市民活動、文化芸術活動やスポーツ活動等の趣味の活動などの様々な活動を通じて、活躍の機会を得ることができること。
- (3) 福祉的支援を必要とする市民が、個々の状況に合った健康増進及び介護予防を含めた福祉サービスを享受し、健康保持に努めることができること。
- (4) 住民相互の支え合いを促進し、関係団体、地域活動団体及び事業者が、単独で又は他の関係団体、地域活動団体及び事業者との連携により、市及び関係する公的機関との役割分担の下、福祉的支援を必要とする市民が抱える課題を地域で解決できること。

## 4 市の役割

市は、この条例に定める基本理念にのっとり、社会福祉協議会との協力・連携の下、地域共生社会に関する理解を広め、誰もが生きがいを持ち、安心で充実した幸せな人生を送ることができる環境づくりを推進するため必要な次の役割を果たすものとします。

ア 市は、社会福祉協議会、関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民と連携して、この条例の目的を達成するための基本施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

イ 市は、基本施策を推進するに当たり、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の意見を反映させるよう努めるものとします。

ウ 市は、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民がこの条例に規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

## 5 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、この条例の基本理念にのっとり、市との協力・連携の下、地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手として、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。

ア 社会福祉協議会は、市、関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民とともに、地域生活課題の解決に取り組むものとします。

イ 社会福祉協議会は、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、地域共生社会の実現に向けた取組を行うために必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとします。

ウ 社会福祉協議会は、福祉的な支援が必要な市民に対し、個々の状況に合った適切な福祉サービスを受けることができるよう、直接的又は間接的に支援するものとします。

エ 社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けた施策の推進につながる地域資源を開拓し、人材の育成及び資質の向上に努めるものとします。

## 6 関係団体の役割

関係団体は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に主体的に取り組むとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。

ア 関係団体は、単独で又は他の関係団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会及び関係する公的機関と情報共有し、福祉的支援を必要とする市民が、自らが望む経済活動、市民活動、趣味の活動等に参加できるようになることを目指し、支援又は配慮を行うよう努めるものとします。

イ 関係団体は、自らの活動を通じて、福祉的支援を必要とする市民を発見した場合は、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報提供するよう努めるものとします。

ウ 関係団体は、自らの活動に参加する市民の心身の健康保持と生きがいづくりに努めるものとします。

## 7 地域活動団体の役割

地域活動団体は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策に協力するとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。

ア 地域活動団体は、単独で又は他の地域活動団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会、関係する公的機関及び関係団体と協力し、地域における福祉的課題の解決に努めるものとします。

イ 地域活動団体は、自らの活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見した場合、市又は関係する公的機関に情報提供するよう努めるものとします。

## 8 事業者の役割

事業者は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。

- ア 事業者は、労働者の個性や多様性を尊重し、心身の健康保持を図るための職場環境づくりに努めるものとします。
- イ 事業者は、福祉的な支援が必要な市民の雇用を促進するよう努めるものとします。
- ウ 事業者は、自らが提供する商品及びサービス又は管理する施設・設備において、福祉的な支援が必要な市民に対し合理的配慮を行うよう努めるものとします。
- エ 事業者は企業活動を通じて、福祉的支援を必要とする市民を発見した場合、市又は関係する公的機関に情報提供するよう努めるものとします。

## 9 市民の役割

市民は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。

- ア 市民は、市、社会福祉協議会、関係する公的機関、関係団体及び地域活動団体が推進する地域共生社会の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとします。
- イ 市民は、自分自身及び家族の心身の健康の保持に努めるものとします。
- ウ 市民は、自らの心身の健康状況等に応じ、経済活動、地域活動、趣味の活動等に参加し、地域社会の活性化と地域福祉の推進に努めるものとします。
- エ 市民は、福祉的な支援が必要な市民に対し、過度な負担が生じない範囲での支援又は合理的配慮を行うよう努めるものとします。

## 10 他分野との連携

市は、この条例の目的を達成するために、福祉分野のみならず、保健、医療、市民生活、人権、教育、文化、スポーツ、経済、農業その他の様々な分野の事業と連携し、この条例に定める基本施策を推進するものとします。

## 11 基本施策

市は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる事項を施策の基本とします。

- ア 市は、市民の個性や多様性を尊重し、福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする不当な差別的取扱いを受けることのない環境づくりのための施策に取り組むものとします。

- イ 市は、福祉的支援を必要とする市民に対して合理的配慮を行うとともに、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、合理的配慮の提供を定着させるための施策に取り組むものとします。
- ウ 市は、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、地域共生社会についての理解を深めるための学習機会の提供及び周知啓発のための施策に取り組むものとします。
- エ 市は、福祉的支援を必要とする市民が、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりその他の制度の枠を超えて、個々の状況に合った福祉的サービスを受けることができる包括的な相談支援体制を整備するための施策に取り組むものとします。
- オ 市は、福祉的支援を必要とする市民を地域の中で把握し、個々の状況に合った支援に結びつけるための施策に取り組むものとします。
- カ 市は、福祉的支援を必要とする市民に対する経済活動、市民活動、趣味の活動等への参加を促進する施策に取り組むものとします。
- キ 市は、誰もが経済活動、市民活動、趣味の活動等を通じて生きがいを持ち、地域社会の活性化と地域福祉の推進に寄与できるようになるための施策に取り組むものとします。
- ク 市は、福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者並びに関係団体に対して、必要な情報が行き届くよう情報発信するための施策に取り組むものとします。
- ケ 市は、市民の心身の健康保持を図るため、市民一人一人の状態に合った心身の健康増進、介護予防、認知症予防等の健康な生活を維持するための施策に取り組むものとします。
- コ 市は、地域共生社会の実現に向けた活動への市民の参加を促進するための施策に取り組むものとします。
- サ 市は、地域が抱える福祉的課題を関係団体、地域活動団体、事業者及び市民が自主的に解決を図る活動を支援するための施策に取り組むものとします。
- シ 市は、福祉的支援又は配慮に関わる者に対する教育、人材育成、人材確保を促進するための施策に取り組むものとします。

## 12 財政上の措置

市は、地域共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## 13 評価検証

市はこの条例を踏まえた地域共生社会の実現に向けた施策の推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとします。